

別表 1

第 6 条第 1 項に定める宿泊費の 1 泊あたりの上限額は以下のとおりとする

- ①東京都区内又は横浜市内 13,000 円（税込）
- ②大阪市内 12,000 円（税込）
- ③それ以外 10,000 円（税込）

別表 2（海外出張の地域区分）

< >内は 1 夜の限度額

1) 指定都市 <24,000円>	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャン	
2) 甲地域 <20,000円>	イ) 北米地域	北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島及びグアム以外のマリアナ諸島を除く）
	ロ) 欧州地域	①ヨーロッパ大陸（ただし、乙地方②に掲げる地域を除く）
		②アイスランド、アイルランド、大ブリテン、マルタ及びサイプラス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリヤ諸島を含む）
ハ) 中近東地域	アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ	
3) 乙地域 <17,000円>	指定都市、甲地方及び丙地方以外の地域（以下の①②を含む）	
	①アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、モルドバ、セルビア、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシア	
②インドシナ半島（タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょ		
4) 丙地域 <15,000円>	イ) アジア地域	アジア大陸（ただし、乙地方に掲げる地域を除く）
	ロ) 中南米地域	メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ
	ハ) 大洋州地域	オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ（ハワイ諸島及びグアムを除く）
	ニ) アフリカ地域	アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリヤ諸島を除く）
	ホ) 南極地域	南極大陸及び周辺の島しょ

別表 3

第 1 1 条第 1 項に定める保険金の上限額は現行の派遣依頼文書に記載された金額のとおりとする

（役員）		（選手）	
傷害死亡	6,000万円	傷害死亡	5,000万円
傷害後遺障害	6,000万円	傷害後遺障害	5,000万円
治療・救援費用	1,000万円	治療・救援費用	1,000万円
疾病死亡	3,000万円	疾病死亡	3,000万円
賠償責任	1億円	賠償責任	1億円
携帯品損害	10万円	携帯品損害	10万円